

## 新居浜市教育委員会公告第1号

### 新居浜市立小中学校タブレット端末等整備業務事業者選定に係る公募型 プロポーザルの実施について

新居浜市立小中学校タブレット端末等整備業務事業者選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和2年6月5日

新居浜市教育委員会教育長 高橋良光

#### 1 目的

令和2年度から実施される新学習指導要領では、情報活用能力が言語能力、問題発見・解決能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」に位置付けられ、今後の学習活動においては、ICT機器の整備、積極的な活用が求められている。

文部科学省では1人1台のタブレット端末整備の早期実現を推進しており、このような国の整備方針に沿って、本市の教育環境に適したタブレット端末の整備及び保守業務等を含んだ機器のリースを目的とした公募型プロポーザルを実施する。

#### 2 業務の概要

- (1) 業務名 新居浜市立小中学校タブレット端末等整備業務
- (2) 業務内容 タブレット端末（指定ソフトウェア等含む）及び周辺機器（以下「タブレット端末等」という。）のリース、一部LTE通信の提供、保守業務及びヘルプデスクの設置費用等を一括したリース契約とする。
- (3) 契約期間 契約締結日から令和7年10月31日まで

(4) 履行期間 令和2年11月1日から令和7年10月31日まで(60か月)

(5) 総事業費提案上限額 929,609,000円以内

(消費税及び地方消費税を含む。)

ただし、GIGAスクール分については1台当たり45,000円をあらかじめ差し引いた後の金額とし、各年度の事業費は次の内訳のとおりとする。

令和2年度 134,851,000円(5か月分、初期導入費)

令和3年度 173,402,000円

令和4年度 173,402,000円

令和5年度 173,402,000円

令和6年度 173,402,000円

令和7年度 101,150,000円(7か月分)

### 3 事業担当課

〒792-8585 愛媛県新居浜市一宮町一丁目5番1号

新居浜市教育委員会 学校教育課

電話 0897-65-1301

電子メール [gakkou@city.niihama.lg.jp](mailto:gakkou@city.niihama.lg.jp)

ホームページ <http://www.city.niihama.lg.jp/soshiki/gakkou/>

### 4 参加者の資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、令和元・2年度新居浜市入札参加資格審査申請書を提出し、「物品・役務」において、参加資格を有すると認定されている者(認定期間が有効であること。)のうち、以下の要件を全て満たすものであることとする。

(1) 公募型プロポーザル参加表明書提出期限の日現在において、新居浜市入札(見積)参加資格登録業者に登録しており、かつ、新居浜市物品売買等指名停止措置要綱(平成19年制定)の規定による指名停止を受けていないこと。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のほか、次の要件に該当しない者であること。

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの

更生手続開始決定がされていないこと

イ 民事再生法（平成11年法律225号）の適用を申請した後、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていないこと。

ウ 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（新居浜市暴力団排除条例（平成23年条例第29号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められること。

エ 暴力団（暴力団体による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められること。

オ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められること。

カ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められること。

キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

(3) 過去5年間（平成27年度から令和元年度までの間）において、元請として小中学校（私立含む）若しくは自治体及び企業でのタブレット端末等導入に関する事業又は類似する事業に実績があること。

## 5 参加表明

本プロポーザルに参加しようとする者は、参加表明書（様式第1号）に必要書類を必要部数そろえて次により申し込まなければならない。

(1) 提出方法 持参（閉庁日を除く9時から17時までに限る。）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法に限る。）による。

(2) 提出期限 令和2年6月22日（月）17時00分

(3) 提出先 新居浜市教育委員会 学校教育課

## 6 プロポーザル関係書類の配付方法

- (1) 配付期間 令和2年6月5日（金）から令和2年6月22日（月）まで
- (2) 配付方法 新居浜市のホームページの学校教育課のページからダウンロードし、又は学校教育課にて配付する。

## 7 契約候補者の選定

書類審査とプレゼンテーション等による選定とする。提案者が1者のみの場合も、所定の審査の上、選定を行うものとする。一次審査では提出された提案書類により、新居浜市立小中学校教育ICT環境整備選定委員会（以下「選定委員会」という。）が書類審査を行い、要求する水準以上の上位3者程度を二次審査の対象として選定する。一次審査の結果は令和2年6月26日（金）に送付し、二次審査では、一次審査を通過した提案者により、別途定める評価基準によりプレゼンテーション（30分）及びヒアリング（15分）を行う。選定委員会の評価した得点が最も高い提案者を新居浜市立小中学校タブレット端末等整備業務の契約候補者に選定する。

## 8 その他

- (1) 契約候補者の選定後、本市との協議を経て契約を行う。
- (2) 選定した事業者が契約を締結しない場合、または協議が整わなかった場合はその選定を取り消し、次点となった事業者を選定した業者とし、契約内容について協議を行い、契約を締結する。
- (3) 本プロポーザルの参加のためにかかる費用は、全額参加業者の負担とする。
- (4) 提出された提案書は返却しない。
- (5) その他詳細については、新居浜市立小中学校タブレット端末等整備業務プロポーザル実施要領及び新居浜市立小中学校タブレット端末等整備業務仕様書による。
- (6) 本業務の実施については、令和2年6月議会における補正予算成立を前提としており、補正予算案が否決された場合は、本公告を取り消すことがある。